

令和3年度第1回大分市上下水道事業経営評価委員会議事録（要旨）

● 日 時 : 令和3年11月22日（月） 午後1時30分～午後3時5分

● 場 所 : 上下水道局5階 大会議室

● 出席者 :

【 委 員 】 林勇貴委員、荒金一義委員、村松政幸委員、
木内純子委員、葛西満里子委員、秦野恵子委員（計6名）

【 事務局 】 佐藤上下水道部長、三ヶ尻上下水道部次長、
衛藤上下水道部次長兼経営企画課長、
首藤上下水道部次長兼水道維持管理課長、
若杉上下水道部次長兼浄水課長、
清水総務課長、安東営業課長、
木元水道整備課長、奥家下水道整備課長、
左山下水道施設管理課長
（経営企画課）小野参事補、佐藤参事補、長田、岡本、上野
（計15名）

- 次 第 : (1) 開会
- (2) 上下水道部長挨拶
- (3) 議事
 - ①水道事業・公共下水道事業経営診断書（案）について
- (4) 閉会

●議事に係る質疑応答、意見

①水道事業・公共下水道事業経営診断書（案）について

<質疑・応答>

水道事業

■ 主要指標の施設利用率は、1日平均配水量（分子）も施設能力（分母）も増えているので評価は悪化を意味するBではなく、A（中核市平均以上で良好な水準にある）とする方が適切ではないか。

評価において恣意性を排除するために、結果を評価説明に照らして客観的な評価B（中核市平均以上であるが2年続けて悪化している）を選択しています。

昨年度の評価基準を見直すなかで評価の根拠が客観的でわかりやすいものにしましたが、ご指摘のような評価のあり方も踏まえて、客観性を保ちつつ指標の特性に対応できる機能的な評価基準について今後検討いたします。

■ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で水道水需要が大きく変化した結果、令和2年度は給水収益が増加したが、令和3年度以降も、一般家庭での節水が進むなどの反動を含めて更に需要が変化することも考えられるため、今後も事業経営に及ぼす中長期的な影響を注視していく必要がある。

ご指摘のように令和3年10月末現在では給水収益は減少傾向を示しています。新型コロナウイルス感染症拡大が終息に向かっていくにしろ、コロナ前と同じような需要形態に回帰することは考えにくくなっているのかもしれませんが、今後も需要変化を注視しながら、慎重に経営状況を予測し計画を立てていくよう努めます。

■ 管路の更新及び耐震化の取組みについては、目標値が中核市平均と比較して高すぎるために、成果が現れているにも関わらず評価が低く抑えられているのではないか。

高い目標ですが、管路の使用可能年数が凡そ80年であることから逆算すると、年間1.27%程度に設定する必要があります。また、この目標達成のためには、請負工事業者の受注量増を促す環境の実現など高いハードルもあります。

■ 施設のCO2排出削減について、政府が発表した温室効果ガス排出量を2050年に実質ゼロにする目標に対して、上下水道局としても計画を立てるなどの何らかの対策をとっているのか。

具体的な目標を掲げた取組みは行っていませんが、上下水道事業で保有する多岐にわたる施設・設備を更新する際には、省エネルギー・高効率機器を優先的に選択・導入しています。

■ 未給水地区への水供給に係る事業は、住民から料金を徴収するものではないのですか。

未給水地区の個人や集落で管理する給水施設の整備と維持管理に要する経費への一般会計からの補助金交付事業であり、水道事業として実施しているものではないため料金徴収は行いません。

公共下水道事業

- 普及率の低さにおいて、地理的要因は事業上裁量の余地がない外部要因であり、しかもその影響は大きいように思うが、この要因を除いた他都市との比較はできないものか。

地理的条件が類似している都市間比較の存在について把握していません。今後研究してみたいと思います。

- 企業債残高の増加が見込まれる要因として、気候変動に対応した浸水対策を早急に進めるとあるが、大分市内にそうした箇所はまだ多くあるのか。

過去の調査で雨水排水ポンプ設置の必要がある9つの地区に計画的に施設整備を進めています。現在、気候変動の影響を加味したシミュレーションを行っており、具体的には、シミュレーションの結果、既存のポンプ場を増強したり、今後整備するポンプ場の整備計画を変更していくに伴い事業費が増大することが予想されます。また、近年浸水被害が発生している下郡地区や花園地区においても地元と協議しながら、暫定的に設置する災害対策ポンプを活用して別途対策を施す予定です。

- 水道事業では、水道は大口使用者の多くが地下水を利用しているため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大口の使用水量減少の影響を給水収益においてあまり受けなかったということだったが、下水道事業ではなぜ収入減の影響が大きくなったのか。

利用した地下水の排水先が下水道となっており、下水道専用の排水メーターを通して下水道使用料を賦課しているため、大口の使用水量減の直接的影響を受けました。

■ 使用料単価が妥当な水準という根拠にしている総務省の定める基準単価150円/m³は中核市平均より高いが、総務省の意図するところは何か。

大分市では汚水処理原価と使用料単価に差がない状況が続いており、本当に事業が効率化できているのか分からない。令和2年度決算を見ても収益的支出と資本的支出を合わせた総支出は、下水道事業のほうが水道事業よりはるかに大きく、下水道事業が効率化されているのかどうかという重要なポイントをよく認識できるようにすべきである。

「分流式下水道等に要する経費」は公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額であり、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収困難であるものをさします。適正な使用料について、総務省通知では、一般会計から下水道事業会計へ繰り出す「分流式下水道等に要する経費」に対して地方財政措置する基準として、最低限行うべき経営努力として使用料徴収月3,000円/20m³(150円/m³)を前提としています。なお、本市においても普及率が一定の水準に達すれば150円/m³で、一般会計から分流式下水道等に要する経費の繰入を要さず黒字経営できるものと推計しており、経営戦略においてその時期を令和7年度に目標設定して普及率向上に努めています。

また、説明が難しくなりますが、「分流式下水道等に要する経費」は汚水処理原価の算定において、『汚水処理に係る経常経費』(分子)から除かれるため、この経費を繰入れる間は使用料単価とほぼ均衡するようになります。そのため、使用料で賄えない資本費(経費)が削減され、繰入額が減少すれば事業の効率化が進んでいることが分かります。

■ 下水汚泥の資源化の取組みの進捗評価は、施設が稼働開始して実際に汚泥処分経費の削減効果が表れるまでC(取組みによる効果が表れていない)となるが、事業スケジュールは順調に消化されており、そうしたインプットの取組みも評価結果に反映すべきではないか。

水道事業の指標評価でご指摘を受けた点も踏まえ、経営戦略の取組みにおいても、客観性を保ちつつ目標の特性に対応できる機能的な評価基準について今後検討いたします。